

※下記の1は、平成17年5月13日付け通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（17高私参第1号）」により、平成17年度以後の会計年度に係る貸借対照表の脚注については適用されない。

写

13高私参第1号
平成14年1月7日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官

伊 藤 洋 一

学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について（通知）

学校法人の出資による会社の設立等については、平成13年6月8日付け13高私行第5号で設立の際の留意事項について通知したところでありますが、この中で、私立学校振興助成法に基づく文部科学大臣への財務関係書類の届出に当たり、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合には、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況の概要が把握できる資料を添付することとされております。

このことにつきまして、具体的な取扱いを下記のとおりとしますので、関係の事務処理に遺漏のないようお願いします。なお、別途、日本公認会計士協会が本件に係る監査上の取扱いを公表する予定ですのでご参照下さい。

記

1. 当該会社に関する次の事項を貸借対照表に脚注として記載すること。
 - ① 名称及び事業内容
 - ② 資本金又は出資金の額
 - ③ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
 - ④ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
 - ⑤ 当該会社の債務に係る保証債務
2. 当該会社の経営状況の概要を把握するための添付資料は、当該会社の概要（別紙参照）、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨とし、これらの資料については、計算書類には綴じ込まずに届出時に添付すること。

担当 私学部参事官（財務調査係）
電話（代）03-5253-4111（内線 2539）

(別紙)

学校法人の出資割合が2分の1以上の会社の概要（作成例）

名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇県〇〇市〇〇3丁目2番1号												
事業内容	文房具・靴・袋物の販売、不動産の賃貸借・管理上記に付帯する一切の業務												
代表者氏名	〇〇 △□												
役員及び従業員の数	取締役3名 監査役1名 従業員22名												
学校法人と当該会社との人事上の関係（兼務等の状況）	<p>(1) 当学校法人の役員のうち2名が取締役を兼務している。 また、教職員のうち1名が役員を兼務している。</p> <table><thead><tr><th>会社役員</th><th>氏名</th><th>学校法人における役職等</th></tr></thead><tbody><tr><td>取締役社長</td><td>〇〇〇〇</td><td>常務理事</td></tr><tr><td>〇〇〇〇</td><td>〇〇〇〇</td><td>理事</td></tr><tr><td>〇〇〇〇</td><td>〇〇〇〇</td><td>〇〇大学〇〇部長</td></tr></tbody></table> <p>(2) 上記以外に、教職員のうち、〇人が従業員を兼務し、〇人が出向している。</p>	会社役員	氏名	学校法人における役職等	取締役社長	〇〇〇〇	常務理事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	理事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇大学〇〇部長
会社役員	氏名	学校法人における役職等											
取締役社長	〇〇〇〇	常務理事											
〇〇〇〇	〇〇〇〇	理事											
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇大学〇〇部長											

(注) 学校法人の出資割合が2分の1以上の会社が複数ある場合は、当該会社ごとに作成すること。

写

13高私参第1号

平成14年1月7日

各都道府県私立学校主管部長 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官

伊 藤 洋 一

学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について（通知）

このたび、文部科学省では、「学校法人の出資による会社の設立等について（平成13年6月8日付け13高私行第5号）」に関連し、別紙のとおり、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合の財務計算に関する書類の作成について、文部科学大臣所轄学校法人に対して通知したところであります。

貴職におかれましては、通知内容を御理解の上、これを参考として所轄学校法人に対して引き続き適切に指導されるようお願いいたします。

（別紙）省略